

株式会社ひのき 特別チャンネル契約約款
光サービス集合住宅一括加入の居住者（特別加入者）用

株式会社ひのき（以下「当社」という）と当社が行う特別チャンネルのサービスを受ける光サービス集合住宅一括加入の各住戸居住者（以下「特別加入者」という）との間に結ばれる契約は、以下の条項によるものとします。

（当社の行う業務）

第1条 当社は、特別加入者に以下の業務を提供します。

基本利用料金以外にホームターミナル（以下「HT」という）またはセットトップボックス（以下「STB」という）を使用して別料金で視聴できる特別チャンネルを有線により再送信する業務

上記事業に付帯する業務

（契約の単位）

第2条 契約は光サービス集合住宅一括加入の各住戸の居住者（各世帯）毎に行います。

（契約の成立）

第3条 特別加入者が加入申込書を提出し、当社がこれを承諾した時成立するものとします。ただし、本契約の基本となる光サービス集合住宅一括加入者が光サービス集合住宅一括加入契約を遵守していることを前提とし、光サービス集合住宅一括加入者が光サービス一括加入契約を解除、一時停止、業務違反による停止等を行った場合には、当社は特別加入者に対しても業務の停止をします。

（特別利用料金）

第4条 特別加入者は、業務の提供を受けた日から別表の料金表に従い特別利用料金を当社が指定する期日までに指定する方法により当社に支払うものとします。

（2）特別チャンネル視聴の申込みは、HT 毎、STB 毎、チャンネル毎、月毎の契約とします。

（3）経済環境の変動に伴い特別利用料金を改定することがあります。

（4）当社が設定した特別利用料金の中には NHK の放送受信料（衛星放送受信料も含む）は含まれておりません。

（5）当社が設定した特別利用料金の中には WOWOW の契約料、放送受信料は含まれておりません。視聴を希望する特別加入者は別途 WOWOW と所定の受信契約が必要となります。

（6）当社が設定した特別利用料金の中には CS110 度デジタル放送（スカパー！e2）の加

入料、基本視聴料、その他番組視聴料は含まれておりません。視聴を希望する加入者は別途スカパー！e2 と所定の受信契約が必要となります。

(HT および STB の貸与)

第5条 HT および STB は、当社の所有とし特別加入者に貸与します。

(2) 特別加入者は責任を持って HT、STB およびその付属品を管理、保管、使用するものとし、故意または過失による HT、STB およびその付属品の破損、紛失等が発生した場合にはその相当額を当社に支払うものとします。

(3) 通常使用により HT、STB が故障した場合は当社の保守責任とします。ただし、リモコンの電池交換(電池を含む)費用は特別加入者が負担するものとします。

(4) 特別チャンネルの視聴を解約するのに伴い HT、STB の使用を停止する場合には当社に HT、STB およびその付属品を返納するものとします。

(5) STB 貸与にあたっては、当社は以下の付属品を併せて加入者に貸与するものとします。

- ・デジタル放送用 IC カード(以下「B-CAS カード」という)
- ・デジタルケーブルテレビ用 IC カード(以下「C-CAS カード」という)

(6) B-CAS カードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ(以下「B-CAS」という)の「B-CAS カード使用許諾契約約款」の定めるところによるものとします。

(7) C-CAS カードは当社の所有とし、C-CAS カードを必要とする STB を利用する特別加入者に、STB 1 台につき 1 枚の C-CAS カードを当社より貸与するものとします。

(8) 当社は必要に応じて特別加入者に C-CAS カードの交換または返却を請求できるものとします。

(9) 当社の手配以外での STB および付属品のデータ追加、改ざんは固く禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害、利益の損失等はすべて特別加入者が賠償するものとします。

(10) STB を貸与された特別加入者は、当社が必要に応じて行う STB のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

(11) 当社は、STB を特別加入者に貸与するにあたり最低利用期間を設定します。最低利用期間は STB を設置した日から 6 ヶ月間とし、最低利用期間内に契約を解除した場合、別表の料金表に従い STB 解約違約金を当社に支払うものとします。

(HT、STB 利用料金)

第6条 特別加入者は HT、STB が設置された日から別表の料金表に従い HT、STB 利用料金を支払うものとします。この場合当社は請求書および領収書は発行しません。ただし、STB のペーパービュー利用明細については発行を希望する特別加入者に

のみ1ヶ月毎の利用明細書を有料で発行します。

(2) HT、STB 利用料金の支払いは第4条に準じ、改定は第4条 に準ずるものとします。

(HT 保証金)

第7条 特別加入者は HT 設置完了後、別表の料金表に従い HT 保証金を当社に支払うものとします。

(2) HT 保証金の支払いは第4条に準じ、改定は第4条(3)に準ずるものとします。

(3) HT 保証金に利息は付さないものとします。

(4) 特別加入者より HT が当社に返納された場合、当社は保証金を特別加入者に返還するものとします。

(遅延利息)

第8条 特別加入者が料金等の支払いを支払期日より遅延した場合は、別表の料金表に従い遅延回数分の督促手数料および月利 2.5%の遅延金を支払期日の翌日より支払日まで、その期間に応じて当社に支払うものとします。

(特別加入者の業務違反による業務の停止)

第9条 特別加入者に料金の支払遅延など本契約に違反する行為があった場合、当社は当社の業務を停止します。また、その際当社は当社設備を撤去する場合があります。この場合特別加入者は別表の料金表に定めた設備撤去費を当社に支払うものとします。撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物などの復旧を要する場合、特別加入者においてその費用を負担するものとします。

(放送内容の変更および業務の一時停止)

第10条 当社はやむを得ない事情があるときは、放送内容を変更できるものとします。また維持管理の必要上、業務の提供を一時的に停止することができるものとします。この場合当社は一切の責を負いません。

(2) 当社は天災事変等、当社が責を帰することのできない事由による業務の停止に基づく損害の賠償には応じません。

(約款の変更)

第11条 当社は総務大臣に届け出た上で、この約款を改定できるものとします。

(定めなき事項)

第12条 この契約約款に定めていない事項および疑義が生じた場合は、当社及び特別加入者はお互いに誠意をもって協議の上、円満に解決にあたるものとします。

(当社の契約とは別に契約すべき事項)

第 1 3 条 特別加入者は当社の契約とは別途に、番組供給会社との契約が必要な場合があります。

(個人情報等の利用)

第 1 4 条 当社は、業務の提供に関連して知り得た特別加入者の個人情報 (以下「個人情報」という) を以下の利用目的範囲内で利用します。

放送サービス (付帯する業務を含む) を提供すること、および放送サービス (付帯する業務を含む) の内容をより充実したものにすること。

特別加入者に有益と思われる放送サービス (付帯する業務を含む) 当社または提携先の商品・サービスに関する情報を提供すること。

特別加入者から個人情報の取り扱いに関する同意を得る等、特別加入者への連絡の必要が生じた場合に連絡すること。

利用状況や利用環境等に関する調査を実施すること、および当社内の関連部門に報告、連絡すること。

放送サービス (付帯する業務を含む) のサービス向上等の目的で、アンケート調査等による個人情報の集計および分析等を行うこと。

前号の集計および分析により得られたものを、個人を識別または特定できない態様で第三者に開示または提供すること。

(個人情報等の開示と提供)

第 1 5 条 当社は以下の場合、個人情報を本人以外の第三者に対し開示、提供することができるものとします。

特別加入者の同意を得た場合。

裁判官の発布する令状により、強制処分として搜索、押収がなされる場合、その他法令の規定に基づく場合。

人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、特別加入者本人の同意を得ることが困難な場合。

前条の利用目的達成に必要な範囲内において、個人情報取り扱いの全部または一部を委託する場合 (個人情報を適切に管理するよう契約等により義務付けた業務委託先または提携先に委託する場合に限る) 。

放送サービス (付帯する業務を含む) の料金に関する債権、債務の特定、支払および回収に必要と当社が判断した場合。

(2) 当社は特別加入者からの申し出により、放送サービス (付帯する業務を含む) の提供に関する業務に支障のない範囲で、これらの個人情報の照会、修正、利用・開示の中止

および利用・開示の再開に応じるものとしします。

(3) STB の貸与を受ける特別加入者の個人情報は、当社への加入申込みと同時に B-CAS へ登録されます。また個人情報の変更が生じた場合には当社から B-CAS へ連絡します。なお当社は B-CAS との間に秘密保持の契約を結び、特別加入者の個人情報保護をはかるものとしします。

付則

当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとしします。

この契約約款は平成 年 月 日から施行します。

(特別加入者)

料金表(消費税別)

1. HT利用料金(HT毎)	口座自動振替 月額 <u>1,000円</u>
2. HT保証金(HT毎)	課税対象外 1台 <u>5,000円</u>
3. STB利用料金(STB毎)	口座自動振替
・ノーマルタイプ	月額 <u>1,800円</u>
・録画タイプ	月額 <u>2,500円</u>
4. STBペーパービュー視聴登録(希望者のみ)	月額 <u>210円</u>
5. STB初期登録料金(STB毎、設置時のみ)	1台 <u>6,500円</u>
6. STB解約違約金(最低利用期間内、STB毎)	1台 <u>5,000円</u>
7. HT特別利用料金(HT毎、チャンネル毎)	口座自動振替
・スターチャンネル	月額 <u>2,500円</u>
・衛星劇場	月額 <u>1,800円</u>
・レジャーチャンネル	月額 <u>980円</u>
・WOWOW(加入者がWOWOW直接支払)	月額 <u>2,000円</u>
・東映チャンネル	月額 <u>1,500円</u>
・グリーンチャンネル	月額 <u>1,200円</u>
8. STB特別利用料金(STB毎、チャンネル毎)	口座自動振替
・スターチャンネル (スターチャンネル・プラス・クラシックのセット)	月額 <u>2,500円</u>
・フジテレビ (フジテレビONE、TWO、NEXTのセット)	月額 <u>1,500円</u>
・衛星劇場	月額 <u>1,800円</u>
・東映チャンネル	月額 <u>1,500円</u>
・J SPORTS PLUS	月額 <u>1,300円</u>
・Mnet	月額 <u>1,500円</u>

・V パラダイス	月額 700円
・SPEEDチャンネル	月額 900円
・グリーンチャンネル	月額 1,200円
(グリーンチャンネル、グリーンチャンネル2のセット)	
・WOWOW(加入者がWOWOWに直接支払)	月額 2,300円
・プレイボーイチャンネル	月額 2,500円
・レインボーチャンネル	月額 2,300円
・ミッドナイト・ブルー	月額 2,300円
・パラダイステレビ	月額 1,800円
・ピンクチェリー	月額 2,000円
・アダルトチャンネルセット	月額 3,000円
(レインボーチャンネル、ミッドナイト・ブルー、パラダイステレビのセット)	
・アダルトチャンネルセット	月額 3,000円
(ピンクチェリー、プレイボーイチャンネルのセット)	
・その他のペイパービュー料金	

番組毎もしくは1日毎に別途定めた料金を特別加入者が各自支払

9. 設備撤去費(契約解除時に必要となった場合)

・引込線撤去	8,000円
・ONU撤去	3,000円

10. 諸手数料

・名義変更手数料	3,000円
・一時停止手数料	3,000円
・再開手数料	3,000円
・設置場所変更手数料	3,000円
・STBペイパービュー視聴明細発行手数料(希望者のみ)	300円
・STBパスワード解除手数料(解除処理毎)	200円
・その他の手数料	1,000円
・督促手数料	口座自動振替 1回につき 210円